

2017年5月15日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 ゆ う ち ょ 銀 行
代 表 者 名 取締役兼代表執行役社長 池 田 憲 人
(コード番号 7182 東証第一部)
問 合 せ 先 コーポレートスタッフ部門広報部 (報道担当)
(TEL. 03-3504-4440)

管理社員に対する株式給付制度に係る信託契約の詳細に関するお知らせ

当行は、2016年3月18日付「管理社員に対する株式給付制度の導入に関するお知らせ」のとおり、当行市場部門管理社員に対する、信託を活用した株式給付制度（以下、「本制度」という。）の導入を決定し、2016年4月1日より本制度を導入しておりますが、本日、本制度に係る信託契約の詳細を決定しましたので、お知らせいたします。

記

1. 本制度の目的

本制度は、当行の中長期的な業績の向上と企業価値増大への貢献意欲を高めることを目的とするものです。

本制度の導入により、管理社員は当行株式の株価上昇による経済的な利益を収受することができるため、株価を意識した業務遂行を促すとともに、勤労意欲を高める効果が期待できます。

2. 本制度の対象者

本制度の対象者は、特に高度かつ専門的知識を用いて業務を遂行する当行市場部門管理社員（以下、「本制度対象社員」という。）とします。

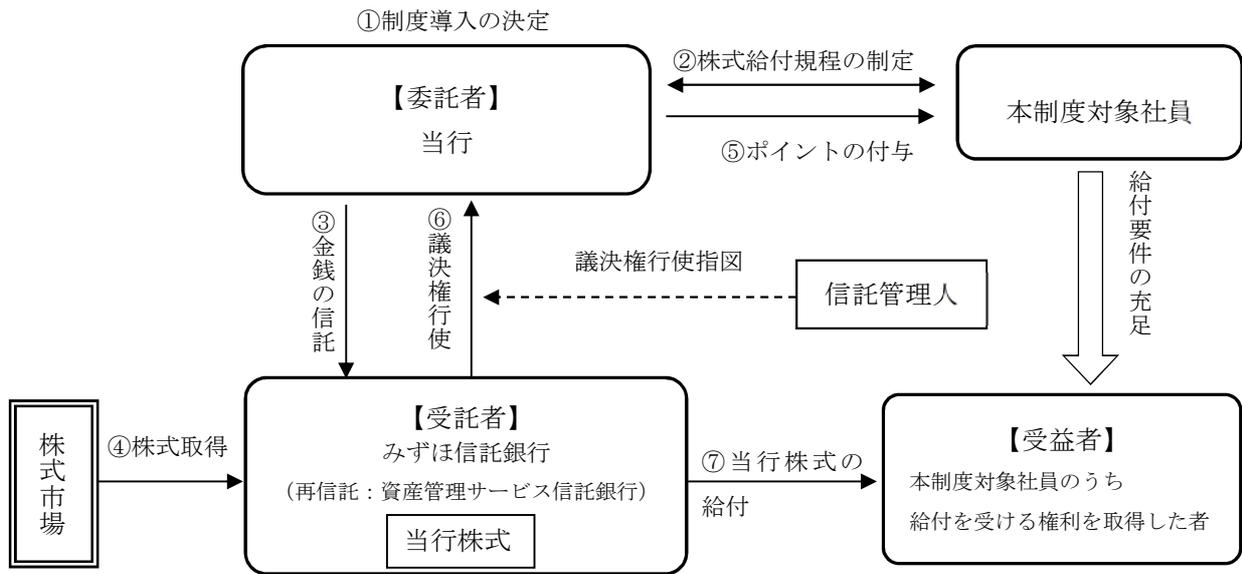
3. 本制度の概要

本制度は、株式給付信託（Employee Stock Ownership Plan）と称される仕組みを採用します。株式給付信託とは、当行が拠出する金銭を原資として、当行株式が、信託を通じて株式市場から取得され、予め定める株式給付規程に基づき、本制度対象社員に対して、毎年、業績等に応じてポイント（以下、「株式交付ポイント」という。）が付与され、当該株式交付ポイント数に応じた当行株式を交付する制度です。

本制度に基づく当行株式の交付については、内外の規制・ガイドライン等を踏まえ、3年間に亘る繰延交付を行うとともに、会社や本人の業績等次第で繰延部分の減額や没収が可能な仕組みとなっております。

なお、本制度対象社員に対する初回の株式交付ポイントの付与は、2016年4月1日に開始した事業年度分の業績に応じて実施する予定です。

4. 本制度の仕組み（予定）



- ① 当行は、本制度の導入について、決定します。
- ② 当行は本制度の導入に関して、株式給付規程を制定します。
- ③ 当行は、①の決定事項に基づき金銭を信託します（以下、かかる金銭信託により設定される信託を「本信託」という。）。
- ④ 本信託は、③で信託された金銭を原資として、当行株式を株式市場から取得します。
- ⑤ 当行は、株式給付規程に基づき、本制度対象社員にポイントを付与します。
- ⑥ 本信託は、信託管理人の指図に従い、本信託勘定内の当行株式に係る議決権を行使します。
- ⑦ 本信託は、本制度対象社員のうち株式給付規程に定める受益者要件を満たした者（以下、「受益者」という。）に対して、当該受益者に付与されたポイント数に応じた当行株式を給付します。

5. 本信託の概要

- ① 名称：株式給付信託（J-ESOP）
- ② 委託者：当行
- ③ 受託者：みずほ信託銀行株式会社
みずほ信託銀行株式会社は資産管理サービス信託銀行株式会社と包括信託契約を締結し、資産管理サービス信託銀行株式会社は再信託受託者となります。
- ④ 受益者：本制度対象社員のうち株式給付規程に定める受益者要件を満たす者
- ⑤ 信託管理人：当行の社員より選定する予定です。
- ⑥ 信託の種類：金銭信託以外の金銭の信託（他益信託）
- ⑦ 本信託契約の締結日：2017年5月17日
- ⑧ 金銭を信託する日：2017年5月17日
- ⑨ 信託の期間：2017年5月17日から2018年3月31日まで（ただし、信託終了日より1か月以上前に委託者または受託者から書面による特段の申し出がない場合は、当該信託期間は、更に1年間延長されるものとし、以後同様とします。）

6. 本信託における当行株式の取得内容

- ① 取得する株式の種類：当行普通株式
- ② 2016年度の業績に応じて給付する株式の取得資金として拠出する金額：451,746,000円
- ③ 株式の取得方法：株式市場より取得（予定）
- ④ 株式の取得期間：2017年5月17日から2017年6月23日まで（予定）

以上